



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 582 第10次和歌山県卸売市場整備計画 (食品流通課)..... 1
- 583 地方卸売市場における卸売業務の許可 (")..... 1
- 584 公共測量の実施 (技術調査課)..... 1

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

- 1 さわらの漁業 1

告 示

和歌山県告示第582号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第6条第1項の規定に基づき、第10次和歌山県卸売市場整備計画を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表する(「次のとおり」は、省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課及び各振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。)

平成30年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第583号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の許可をしたので、公示する。

平成30年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可番号	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の氏名	卸売業者の住所	許可取扱品目の部類	許可年月日
第59号	地方卸売市場紀州青果協同組合	新宮市徐福二丁目1番27号	新宮青果市場株式会社	新宮市下本町一丁目1番地1	青果部	平成30.3.1

和歌山県告示第584号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真測量)
- 2 作業期間 平成30年4月27日から同年9月14日まで
- 3 作業地域 橋本市隅田町真土地先から伊都郡かつらぎ町大字移地先まで

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成30年5月8日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長

榎本秀春

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸埼から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成30年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年5月8日から平成31年3月31日までとする。